政策連合 取組状況報告

幹事県名 福岡県

愛護動物の救護に係る連携

1. 取組目的

東日本大震災においては、広域かつ長期にわたる被害が発生し、多くの愛護動物が被災した。その際、被災した愛護動物の救護を行うための人員や物資等が不足し、近隣自治体等による支援が行われた。

このことを踏まえ、九州・山口各県において同様の被害が発生した際に、被災した愛護動物の救護活動が広域的かつ円滑に行えるよう、応援協定の締結を含め必要な検討を行い、愛護動物の救護に係る応援体制を整備する。

2. これまでの取組と成果

- (1) 「動物愛護担当課長会議」等による次の事項に係る協議及び確認
 - ア 大規模災害発生時における愛護動物の救護に関し予想される課題
 - イ 各県における愛護動物の救護に必要な物資等の把握
 - ウ 各県による応援体制の整備
- (2) 各県における関係団体による協力体制の整備の推進 獣医師会等関係団体と救護に関する協力に関して協議
- (3) 「九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定」の締結 各県が応援を行う際に必要な事項を定めた協定を締結(概要別添)

3. 課題

- (1) 応援協定による災害発生時の応援の実効性を高めるため、訓練による検証が必要である。
- (2)被災した愛護動物の飼養や譲渡については、継続的、長期的な対応が求められるため、計画的な人員確保等の調整が必要となる。
- (3) 南海トラフ巨大地震の被害想定を受け、一部の県において地域防災計画の見直し作業が行われており、愛護動物の被災数について再検討を行う予定である。

4. 今後の取組内容

- (1) 災害発生時の応援を想定した情報伝達に係る訓練を実施する。
- (2) 各県における救護物資の保有状況、被害想定の見直し状況等の情報について、定期的に集約を行い、各県で共有する。
- (3)協定の円滑な運用及び救護に係る課題の解決を行うため、担当課長会議等による協議を継続する。

九州 • 山口 9 県災害時愛護動物救護応援協定(概要)

1 趣旨

九州・山口9県において、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害(暴風、竜巻、 豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火等)が発生し、被災県単独では愛護動物の救護に関す る対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県が円滑に応援を行うために必 要な事項を定める。

2 対象とする愛護動物

原則として犬及び猫とする。

3 応援の種類

- ① 職員の派遣
- ② 被災した愛護動物の餌、ケージ等の物資の提供又は貸与
- ③ 被災した愛護動物の保護及び収容
- ④ 被災した愛護動物の一時預かり及び譲渡
- ⑤ その他愛護動物の救護のために必要な事項

4 運用体制

- (1) 幹事県及び副幹事県を置く。
- (2) 幹事県は、必要な総合調整を行う。
- (3) 副幹事県は、幹事県を補佐し、幹事県が職務を遂行できないときは、代行する。
- (4) 幹事県及び副幹事県が職務を遂行できないときは、他の県が協議の上、代行する。

5 応援要請の手続

- (1) 被災県は、災害の状況、応援を要する地域等を明らかにして、幹事県に応援を要請する。
- (2) 幹事県は、被災県からの応援要請が困難と見込まれる時は、要請を待たずに必要な 応援を行うことについて、九州・山口9県(被災県を除く。)と協議し、決定すること ができる。
- (3) (1)にかかわらず、被災県は隣接県等に個別に応援を要請することができる。

6 応援の実施

- (1) 幹事県は、九州・山口9県(被災県を除く。)と調整を図り、各県に対し、応援を行 う地域、内容等(以下「応援内容等」という。)の割り当てを行う。
- (2) 応援を割り当てられた県(以下「応援担当県」という。)は、必要な応援を行う。
- (3) 応援担当県は、応援の実施状況を幹事県に随時報告し、幹事県は必要に応じてそれ ぞれの応援担当県の応援内容等を調整する。
- (4) (1)の割り当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。
- (5) 5(3)により個別の応援を実施する県は、応援の実施状況を幹事県に随時報告する。

7 関係団体への協力要請

- (1) 被災県は、被災県以外の各県の獣医師会等関係団体の協力を要請しようとする場合、 当該要請を幹事県に依頼することができる。
- (2) 依頼を受けた幹事県は、九州・山口9県(被災県を除く。)を通じて、関係団体に協力を要請する。

8 経費の負担

(1) 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。

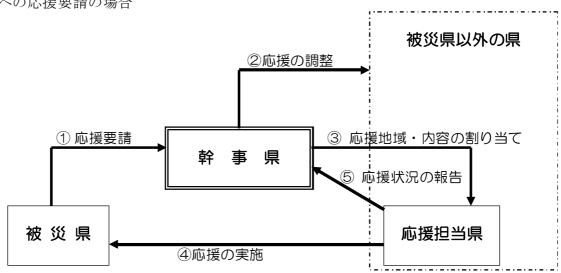
- (2) 応援を受けた被災県が(1)の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合は、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁する。
- 9 幹事県の平常時の事務
 - ① 各県の連絡先、応援能力等応援要請時に必要な事項を取りまとめ、各県へ提供するとともに、各県からの連絡により更新すること。
 - ② 会議の開催等により、情報交換、協議等を実施すること。
 - ③ 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。
 - ④ その他、協定の円滑な運用を図るために必要なこと。

10 その他

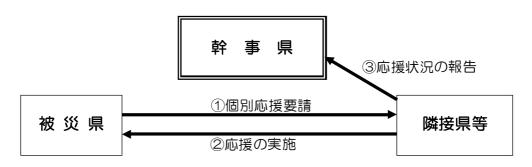
この協定の実施に関し必要な事項及び定めのない事項は、九州・山口9県が協議して定める。

[参考] 応援の要請・手続き・実施等の流れ(協定第5条及び第6条関係)

(1) 幹事県への応援要請の場合



(2) 隣接県等への個別応援要請の場合



「愛護動物の救護に係る連携」(H24.6~)

【幹 事】 福岡県 保健医療介護部 保健衛生課

【参加県】 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、山口県

目的

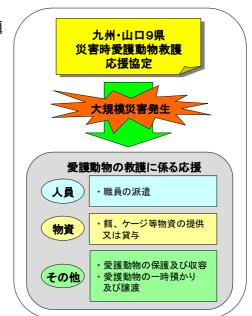
東日本大震災においては、広域かつ長期にわたる被害が発生し、多くの愛護動物が被災した。その際、被災した愛護動物の救護を行うための人員や物資等が不足し、近隣自治体等による支援が行われた。

このことを踏まえ、九州・山口各県において同様に被害が発生した際に、被災した愛護動物の救護活動を広域的かつ円滑に行えるよう、応援協定の締結を含め必要な検討を行い、愛護動物の救護に係る応援体制を整備する。

取組内容•成果

- 1 「動物愛護担当課長会議」等による協議及び確認
 - 大規模災害発生時、愛護動物の救護に関し予想される課題
 - 各県における愛護動物の救護に必要な物資等の把握
 - ・各県による応援体制の整備
- 2 各県における関係団体による協力体制の整備の推進
 - ・獣医師会等関係団体と救護に関する協力に関して協議。
- 3「九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定」の締結
 - 〇 対象動物
 - ・原則として犬及び猫
 - 〇 応援の種類
 - 職員の派遣
 - ・餌、ケージ等物資の提供又は貸与
 - 被災した愛護動物の保護及び収容
 - 被災した愛護動物の一時預かり及び譲渡
 - 運用体制 幹事県を置き、総合調整を行う。

愛護動物の救護に係る連携の概要



今後の課題・取組

<課 題>

- 応援協定による災害発生時の応援の実効性を高めるため、 訓練による検証が必要である。
- O 被災した愛護動物の飼養や譲渡には、継続的、長期的な対応が求められるため、計画的な人員確保等の調整が必要となる。
- 南海トラフ巨大地震の被害想定を受け、一部の県において地域防災計画の見直し作業が行われており、愛護動物の被災数について再検討を行う予定である。

<今後の取組>

- 〇 災害発生時の応援を想定した情報伝達訓練を実施する。
- 〇 救護物資の保有状況、被害想定の見直し状況等の情報について、定期的に集約を行い、各県で共有する。
- 救護に関する課題の解決のため、会議等による協議を 継続する。



愛護動物の同行避難訓練(H24.6.3, H25.6.2) 福岡県の総合防災訓練において、同行避難の課題等 の検証を実施